

美郷町共同学校事務室よりお役立ち情報をお届けします

暑かった夏も終わりを迎え、だんだんと秋めいてきましたね。さて、今回は年に1度行われる「検認」について簡単にご紹介します。「検認」って聞いたことあるけどよく分からぬ...という先生方必見です！

“共同学校事務室”と“共同実施”的違い

簡潔に示すと、法改正に伴い制度化されたものが共同学校事務室となります。この制度化は、教職員の業務負担増による課題や、学校マネジメント力の強化に向けた事務職員の校務運営への積極的参画・学校事務の機能強化が求められていることが背景となっています。



美郷町マスコットキャラクター
「みさとちゃん」

おまけ

食欲の秋ということで、秋を堪能できるお店をご紹介します。西郷にある栗きんとん「はな恵」です。美郷町特産の西郷栗を使用して作られる栗きんとんと栗おはぎは絶品です。9月～3月頃まで営業していますので、ぜひ食べてみてください♪

【住所】美郷町西郷田代5755-2 (9:00～18:00)

公立学校共済組合の組合員証〔保険証〕の検認が行われます！

例年お願いしている保険証の検認(記載事項を検査確認すること)が、**11月下旬**に実施されます。

地方公務員等共済組合法施行規定により、1年ごとに検認を行うことされ、この検認を受けない組合員証等は無効になり使用できなくなります。難しく記載しましたが、要は「お手元の保険証の内容に変更はありませんか？紛失していませんか？」という確認です。しかし、ここでよく問題となるのが、被扶養者の要件についてです。「アルバイトをしそうて扶養から外れてしまふ～！」とよく聞くアレです。詳細な要件については、改めて各事務部よりお示ししたいと思います。配偶者やお子様の勤務先・学校から所得証明や在学証明書を取得していただく場合がありますので、事務部からの案内をご確認ください。

※今年度より、臨時的任用講師の先生方も公立学校共済組合に加入となり、検認の対象となります。手続きなどでご不明な点がありましたら、事務室まで遠慮なくお尋ねください！